

八戸市新規会社設立登録免許税等補助金

八戸市では、新たに挑戦する創業者を後押しし、産業及び雇用の創出による地域経済の活性化を図るため、市内において新規に会社設立を行う創業者に対し、会社設立にかかる登録免許税等の経費の一部を補助します。

補助対象者（次に掲げる要件を満たす者）

- ① 事業を営んでいない個人又は開業届に記載されている開業日から5年を経過しない個人事業者で、令和8年4月1日以後に新たに会社を設立した者であること。
- ② 市から特定創業支援等事業の証明(※)を受けていること。
- ③ 新たに設立した会社が市内に本店登記をしていること。
- ④ 新たに設立した会社以外に、経営に携わっている会社がないこと。
- ⑤ 納付すべき市税の滞納がないこと。
- ⑥ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。

※上記②の証明を得るためには、以下のいずれかの支援を受けることが必要です。

対象事業	要件	実施期間
創業相談	1か月以上にわたり4回以上の相談を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓についてのアドバイスを受けること。	<ul style="list-style-type: none"> ・はちのへ創業・事業承継サポートセンター ・公益財団法人21あおもり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・株式会社青森みちのく銀行
アントレプレナーシップ講座	指定の講座を4回以上にわたり受講し、かつ講座全体の7割以上出席すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸学院大学
はちのへ創業スクール	全4回を受講すること。 (一部未受講の場合は、個別相談による補完が可能)	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸商工会議所

補助対象経費・補助金額

株式会社を設立する場合	合名、合資、合同会社を設立する場合
<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税 上限 75,000円 ・定款認証手数料 上限 30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税 上限 30,000円

お問い合わせ・申請先
 八戸市 商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ
 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1
 TEL: 0178-43-9242 (直通)
 FAX: 0178-43-2146



八戸市ホームページ



事業のイメージ図



(例) 資本金100万円で株式会社を設立する場合

本来の登録免許税額
150,000円

軽減措置後
75,000円

市補助金交付後
0円

市が発行する証明書を、会社の設立登記時に法務局へ提出すると、登録免許税の軽減措置が受けられます。

法務局への提出を忘れた場合、登録免許税の軽減措置が受けられなくなりますのでご注意ください。

※合名・合資会社の場合は、法務局での軽減措置は対象外です。

会社の設立登記後に市へ補助金の申請をすると、さらに75,000円まで補助を受けることができます。
(合名・合資・合同会社の場合は30,000円まで)

※この他、株式会社を設立した場合は、定款認証手数料を30,000円まで補助いたします。

補助金交付までの流れ

1. 特定創業支援等事業を受けた後、証明書の発行申請

2. 証明書の発行

3. 法務局で会社の設立登記

法務局

4. 会社の設立登記後に補助金の交付申請
(会社設立後60日以内または設立年度の3月31日のいずれか早い日)

【提出書類】 ※第1、2、3号様式は**個人名**で作成してください。

- ① 補助金交付申請書〔第1号様式〕
- ② 登録免許税の納付を証する書類の写し
- ③ 設立した会社に係る履歴事項全部証明書の写し
- ④ 定款認証手数料の納付を証する書類の写し (株式会社のみ)
- ⑤ 公証人から認証を受けた定款の写し (株式会社のみ)
- ⑥ 【八戸市民の方】
納付状況の確認に関する同意書〔第2号様式〕
【八戸市外の方】
住所地の市区町村税に滞納がないことの証明書
- ⑦ 誓約書〔第3号様式〕
- ⑧ その他

※必要に応じて追加の書類の提出をお願いする場合がございます。

5. 交付決定通知

6. 請求書の提出 ※振込口座 (**個人名義**) の通帳の写しを添付

7. 振込 (請求書受理から15日前後)

申請者

八戸市